

1. 件名：高浜発電所3号機 蒸気発生器伝熱管の損傷に係る原因と対策について

2. 日時：令和2年9月7日 13時30分～14時50分

3. 場所：原子力規制庁10階会議室（テレビ会議システムを利用）

4. 出席者：

原子力規制庁

長官官房総務課

事故対処室 高橋係長

原子力規制部 検査グループ

検査監督総括課 笠川室長補佐、米林主任検査監視官

実用炉監視部門 吉野企画調査官、小野上級原子炉解析専門官、糸川原子力運転検査官補、東原子力規制専門員

関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）

高浜発電所 運営統括長 他6名

5. 要旨

(1) 関西電力より、令和2年2月18日に発生した高浜発電所3号機の蒸気発生器（以下「SG」という。）伝熱管の損傷に係る原因と対策について、提出資料に基づき説明があった。関西電力からの主な説明は以下のとおり。

【原因】

- B及びC-SGで確認された伝熱管の損傷については、高浜発電所3号機第23回定期検査以前にSG水張系統等から流入した金属片又はその他の異物による接触が原因と推定した。また、C-SGで確認された渦巻きガスケットの一部である金属片について、伝熱管との接触により傷を付ける可能性があるかと推定した。

【対策】

- 損傷のあったB及びC-SGの伝熱管の高温側及び低温側の管板部で施栓し、供用外とする。
- 高浜発電所3号機の前回の第23回定期検査で実施した作業員の衣服や作業用資機材等に異物が付着していないかを確認する対策を継続実施するとともに、高浜発電所4号機の第22回定期検査で同様の事象に対し図られたSG器内への異物流入対策を徹底する。
- 新たにSG水張ポンプ入口にストレーナを設置する。
- SG器内で渦巻きガスケットの一部である金属片を確認したことから、機器開放時に渦巻きガスケットの損傷を確認した場合、工事報告書に必要事項を記載することを調達要求事項に定める。

(2) 原子力規制庁より、原因と対策のポイントをまとめた上で意見交換すること、その後公開会合の場で改めて説明することを伝え、関西電力より了解した旨回答があった。

6. 提出資料

資料1：高浜発電所3号機 蒸気発生器伝熱管の損傷について(1/2)

資料2：高浜発電所3号機 蒸気発生器伝熱管の損傷について(2/2)